

京都家庭裁判所委員会（第29回）議事概要

1 日時

平成29年12月20日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

石原智香子，市川ひろみ，円城得之，大島道代，大島由紀子，小松琢，才寺篤司，佐藤卓己，南哲也，村岡寛，山口基樹，横山和可子（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

松井家事部上席裁判官，金田少年部上席裁判官，山本首席家庭裁判所調査官，秋田家事首席書記官，村田少年首席書記官，藤井事務局長，藤原事務局次長，小坂事務局総務課長，大瀧事務局総務課庶務係長，谷川事務局総務課庶務係員

4 テーマ

家庭裁判所における広報活動についてⅡ

5 議事概要

(1) 開会

(2) 出席委員の報告

(3) 議事・意見交換（◎は委員長，○は委員，●は裁判所からの説明）

（前回の議論の振り返りやその後の検討状況について事務局から説明）

- ◎ 前回の振り返り等について，御質問や御意見はございませんか。
- 前回，予算について質問させていただいたところ，京都家裁における広報予算は特にはなく，各予算項目でやりくりされているということでしたが，広報予算として項目立てされたほうが，広報をやるぞという意思が明確にできるのではないかなと思うのですが，それは難しいということでしょうか。
- 現状では難しいと考えております。
- 私も予算化すべきだと思います。その上で，広報活動を行う以上，広報活動を行わないといけないという問題点が明確でなければ，広報活動を行う意味はないと思うのです。家庭裁判所での広報の目的が，制度や仕組みを一般の方に正しく理解していただくことであるならば，正しく理解されていない部分はどこなのかということをお知らせ

にしなければ、正しく理解させることはできないと思いますし、手続を必要としている方に裁判所を利用していただくことが目的であるならば、現在、手続を必要としている方に利用されていないという実態が、どこにどういう形であるのかを明確にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎ 例えば、物品を販売する場合は、どういうところにどういうニーズがあって、どこにターゲットを絞って、どういう製品を販売すれば売上げを上げられるというように、目的が明確になると思います。しかし、裁判所の手続を必要とされている方が、どこにどういうようにいらっしゃるのかという調査はなかなか難しいのではないかと考えています。仮に、裁判所を利用したいと思っている方が、何らかの理由で利用されていないということがあるならば、そういう実態がどこにあるのかということも探らないといけないのですが、そこに費用や手間をかけづらいということがあります。企業であれば、そういうところを掘り起こして商品をそこに向けて販売するというところで売上げに寄与するということがあるのかもしれないですが、裁判所は、事件を増やしたいと思っているわけではなく、必要としている人に届いていなければ、より分りやすく届けられるようにしたいという思いで広報活動を行っているのです。ですから、企業やあるいは何か目的を持って行う広報活動とは性質が違うように思います。

○ 私は、ニーズがどこにあるのかを探る調査は、実は単なる調査ではなく、それそのものが広報活動の前提であり、それが分からないまま漠然と広報活動を行うというのは、ほとんど無意味だろうと思うのですが、裁判所ではニーズを探るということは広報活動とは認められないということでしょうか。

◎ ニーズを探るということも、そのニーズにどのように答えるかということの前提としてやはり必要なことだと思います。ですから、どういうところにニーズがあり、裁判所の広報が行き届いていない場面がどういうところにあるのかということについて、もちろん、裁判所もそういうところも考慮しつつ対応しているところですが、委員の方々でお気づきの点があれば、御指摘いただきたいと思います。

一つ紹介させていただきますが、先日、当庁で、庭の紅葉がきれいな時期に、京都家庭裁判所をより理解してもらおうという趣旨で、庁舎内の裁判所施設と庭を一般公開する広報行事を行いました。これは、庁舎内を見学していただきながら裁判所の仕組みを御理解いただき、最後に庭の紅葉も楽しんでいただくというものです。昨年は、2,400人ほどの来庁者があり、来庁者が多過ぎて、展示しているものや説明文をゆっ

くり御覧いただけなかったということがありました。それでも、こんなところに裁判所があったのかとか、いつも前を通っていたけれども裁判所とは気がつかなかったとか、あるいは裁判所の中にこんな庭があるのだという御感想をいただき、裁判所を少しでも身近に感じていただいたという意味で、より広く広報の目的が達せられたという面はありました。今年は、庭だけではなく、庁舎内の説明文などをより見ていただくという目的で入口を絞ったため、参加者は400人ほどでしたが、庁舎内をゆっくり見学していただけて、例えば調停室で、調停というのはこういうふうにするのですか、とか、審判廷で、誰がどこに座るのかということに興味を持っていただいたり、法廷の中で、写真撮影をしていただいたりなど、昨年よりは裁判所の仕組みなどを御理解いただけるような環境だったと思っております。

- 先ほどの広報の予算化という点については、一般の事業と家庭裁判所とをそれほど仕分けをする必要はなく、活動に対して額の多寡はあるのですが、予算化するのは大事なことだと思います。また、委員としては、家庭裁判所委員会で毎回素晴らしい意見があって、どれがどのように生かされるのかを非常に気にしています。本日のフィードバックの内容をお聞きして、非常に現実的になってきてうれしく思っております。

また、かーくんの利用というお話がありました。かーくんを利用したパンフレットがまだ京都家裁のパンフレット立てになく、広報のことを考えてもそれを次に発展させることができていないのかと思いました。予算の制約があって、京都バージョンのかーくんも検討ができて、次の段階に踏み込まないと、せっかくの委員の大事な意見で、現実に動き出しているものがまた止まってしまうということを考えると、ぜひ予算化の検討をお願いしたいと思います。

私たちが、委員会で言わせていただいている意見が、ここまで動き出していますと裁判所から言われると、もっと緊張感を持って意見を言う必要があるのだなという喜びを感じられ、次へのステップに進むかと思えます。

- ◎ 裁判所がこういうことをしていますということを家裁委員会で御説明するのも、広報の一環といえば一環ですけれども、委員の皆様から積極的に御意見をいただいているところですので、それを何とか形にできるようにということで我々も取り組んでおります。

委員からも、委員会においては裁判所からの説明を長くするのではなく、議論の時間

を多く取るべきであるという意見もいただいておりますので、できるだけ御意見を取り入れ、皆様方が参加していただきやすいように委員会を運営していこうと考えています。

かーくんの印刷物への反映は次回のバージョンで、ということでしたね。

- 次回の発注までには、内容やイラストの利用について検討したところを反映できればと考えております。

かーくんの利用状況ですが、講師派遣時の説明スライドや、庁舎見学の際の説明資料などで何度か利用して、親しみを持ってもらいながら話の導入を図るという使い方をしています。

先ほどニーズの探り方のお話がありましたが、広報を行っている現場からしますと、裁判所は何か敷居が高いと感じる方がおられるのではないかと、あるいは裁判所の手続があることを知っていたら自分の行動が違っていたのに、ということもあるのではないかと、ということを感じることがございます。そういったところで、委員の皆様方からみて、そういうところはあるのかなのか、あるとしたらこうしたらいいのではないかと、という御意見を頂戴できるとありがたいと考えております。

- 例えば、全国の家庭裁判所の所長の会議が最高裁であるのであれば、所長から、「全国で御当地かーくんのグランプリをしましょう。」とか、そういう提案をできるような雰囲気はないのでしょうか。他の裁判所でもこういうキャラクターを作っていたらしゃるのなら、京都だけで盛り上がっていてもどうかと思うのです。全国47都道府県以上の家庭裁判所にいろいろなキャラクターがあれば、例えば、「トレーディングカードを集めてみよう。」など、盛り上がりもできるのかなと思うのですけれど、どうでしょうか。

- ◎ オリジナル版のかーくんは、最高裁が設定したキャラクターです。当初はこのオリジナル版を使っていたわけですが、どこからか意見があったのか、委員が言われたように、各地の特色のあるご当地版を作ってもいいですよということになったので、京都はこういうものを作ったのです。各地でそれぞれ考案しているところですので、いずれグランプリとか決めるような盛り上りになればまたおもしろいのかもかもしれません。話は変わりますが、家庭裁判所の手続きに要する費用とか、裁判となると費用が高くつくというふうに思われてハードルが高くなることもあるかもしれませんし、あるいは弁護士に頼まなければいけないというように考えてなかなか裁判所に行きづらいと

いうこともあるかもしれません。実は、費用は印紙代と切手代程度ですし、弁護士を頼まなくても御自身で必要書類を書きただけのように工夫しているところではあるのですが、これまで裁判所に縁がなかったという方にそのあたりが十分に行き渡っていない面もあるのかもしれないということについては、その実態を裁判所もきっちり把握はできていないのですけれども。どうお考えになりますか。

- 裁判所ですから、楽しいところではないし、案件としては非常に生活との一番接点の厳しいところですよ。ですから、広報して敷居を低くする一方で難しい問題を扱っているところが広報として難しいのではないかと思います。抽象的な言い方で申し訳ないと思いますが、先ほど、実は申立てもチェック式で簡単で、費用も思っているほどかからないという話がありましたが、簡単に言うと、複雑な方法でないとその手続の方法が見られないというのが今一番の問題ではないかと思うのです。

例えば、ホームページに行き着くのが大変だという意見が委員の方から出たように、そこにたどり着きやすいすごくシンプルなものにする取組みが必要ではないでしょうか。市民新聞や府民だよりもそうですし、ホームページでも簡単にそこに行き着いて、しかもこんな申立書でいいのだよというのが、何回ものステップを踏まずにさっと目につくようなものであれば本当に困っている人は利用しやすい。添付書類なども1つの画面でわかるぐらいの、いちいちどこの場所にあるのか探すのではなくて、場所はここ、申請書はこんな感じ、費用はこれ、当日必要な物はこれ、というのがずっと目に入ってくるような、それがホームページであれ広報であれ、そういった簡素化は難しいのでしょうか。もしそれができるのなら垣根は低くなるのではないかと思います。

- 前回から、家庭裁判所は敷居が高いとか身近ではないという言葉が出ていますけれども、敷居が高いのではなくて、世の中のほとんどの人が家庭裁判所を利用したことがないので、分らないのです。分らないから勝手に想像している状態だと思うのです。例えば、夫婦の問題で離婚イコール家庭裁判所というような、イコールの式ができ上がったらいいわけで、相続の問題なども家庭裁判所というのがイコールではなくて、弁護士に相談しないといけないのかなとか、そういう他のところに結びつけてしまっていて、イコール家庭裁判所というようになっていないところが身近に感じない部分ではないかと思っています。ある問題があれば、これは家庭裁判所に相談すればできるのだよというのを市民が認識できるように認識付けのようなことをしていけばいいのではと思います。リーフレットも前回からいろいろな話が出ていますが、リー

フレットが必要な人はそこに勝手に取りに行きますし、必要のない方は、リーフレットを見たからといって今は必要がないからといってあまり役に立たないと思うので、リーフレットにこだわる必要はないと思うのです。例えば、労働問題などは電話相談や強化週間などがあって、この期間にこういうふうに電話相談を受け付けていますというような情報をリリースすると、新聞やテレビは必ず報道します。だから、このような感じで意識付けをしていくということが大事ではないかと思います。

◎ 先ほど委員からもお話がありましたように、地方公共団体の広報紙が結構利用されている実態はあると思います。例えば、夫婦関係で困っている人の特集を組んでもらって、そこでこのような手続があるとかいうようなことを掲載してもらおうとか、そういう特集号でも作ってもらったら非常にありがたいと思うのですが、裁判所から特集を組んでくださいというのはなかなか難しいところがあります。

○ 私も一般的な意味で親しまれる裁判所とか敷居が低いとかいうことは、極論すれば目指す必要がないと思いますし、問題は、必要としている人に利用していただくことだと思います。どういう時に家庭裁判所が必要になるのかということ、私も判断できませんし、せめて一般論として、例えば家庭裁判所を利用しなかったらこういう悲惨なケースになり得るとか、あるいはもう少し早く家庭裁判所を利用すればもう少しいい結果を生んだのではないかというようなことは、ケースとして、半ば一般論としても家庭裁判所は事例をたくさん持っているでしょうから、予算もなく、調査まではできないということであっても、事例を出すことはできるのではないかと思うのです。

その上で、どこにターゲットを絞ってやるべきなのかということになると、必要だと思っている人が気付かないということが一番問題だと思うのです。ですから大規模な調査というより、一般論としてABCというのでもいいと思うのですけれど、どういうケースなら家庭裁判所の手続が要するのか、あるいはどういうケースなら非常に有効たり得るのか、あるいはなかったからだめだったかもしれないというものとか、それぐらいは事件を分析すれば、どこにどういうふうに働きかけていったらいいのかということが分るのではないか、それが一番大事だと思います。

あと、例えばアンケートの集約でも、今回6月から11月までの分が配布されていますけれど、多分何年間もとられていると思うのです。これを見ても、どういうところにニーズがあるのかというのは、半年ぐらいでは非常に数が少ない。9枚ですか、ほとんどの方がアンケートに答えないというように理解したらいいのでしょうか。なの

で、何年間分か積みばそこそこのニーズが分るのではないのかとか、どこで知ったのかというのをもう少し拡大すれば、どこで必要とされているのかが分るのではないのかとか、そこは大規模な調査をしなくても、分析のやり方はあるのではないかと思います。

◎ アンケートの重要性というのは従前から委員の皆様から御意見をいただいているところで、委員の言われるように、どこが足りてないかというのを調査するのはなかなか難しいところですが、私が考えるのは、来庁者だけだったらなかなかアンケートを入れてくれないというところがありますので、例えば、調停に来られた方に調停の終了した段階で、アンケートに御協力いただいて、どこで知ったのかという情報がたくさん集まれば、強化をすべきところとか、どこで効果があったのかというところを調査して、そこに重点を置いて対応するとか、いろいろなことが考えられると思っていますのですが、まだ実現に至っていないというところではあります。

○ 今のお話を聞いていて、アンケートについて言うと、項目をちょっと考え直してみたらどうかと思います。今おっしゃったとおり、答えてくれそうな人に答えてもらうというのは大切だと思うので、そのときに、どこで知ったのかというより、どうやって裁判所にたどり着いたのか、なぜ裁判所に相談しようと思ったのかというところを聞いてみたらどうでしょうか。そこで、実は難しかったとか、ここにあつたらよかったねというのを引き出すような聞き方をしてはどうでしょうか。もし可能であれば対面でアンケートをしたらどうですか。書いてもらうのではなくて、双方向で、質問する形で聞いてみて、実際、家庭裁判所を利用するに当たって、これは助かったなと思ったところと、これは困ったというところを教えてください。実際に利用した人がどのように評価しているのかを対面で聞くということを考えてみたらどうかというのがアンケートについての私の提案です。

必要な人にどうしたらたどり着くかについてですけど、以前も申し上げたのですが、今は、家庭裁判所はこんなことができますという家庭裁判所からの目線で広報をしていると思うのです。そうではなく利用者目線で広報をしてほしい。DVで困っている場合はこのような流れですとか、1,200円で大丈夫ですとか、何箇所ぐらいでAさんの場合は終わりましたというように、ドラマ仕立てとまでは言わないにしても、この事例はこのように進むのだなというのが想像できるよう、離婚の場合はこうですが親権の場合はこうですというように、困っている事例から入れるような方法を考え

る。それが先ほどおっしゃっていたように、あるページに行ったら選べるようになっていてよいと思います。また、そのような事例をPDFなどで作って印刷したものをどこかに置くとか、新聞に掲載するなどして、こういう場合は家庭裁判所に行くのが当たり前というのがみんなに共有されれば、必要な人に行き渡らないということはなくなっていきますよね。火事だったら消防とか、何か事件に巻き込まれたら警察ということはみんな知っているので、裁判所への意識もそのように作ってもらうためには、長期的に考える必要があるのだらうと思います。そのためには、学校などで出張講義をするという機会がもっとあればいいと思います。

少し抽象度が上がってしまうのですが、そもそも家庭裁判所を使うということは自分の権利を使うということだと思ふのです。自分は権利の主体であって、いかに紛争を解決していくかという時にちゃんとそれを使えるということ、紛争があっても我慢してしまわないで、これは家庭裁判所に行ったら解決できるのだという考えができるようになるためには、権利意識を身につけることが大切だと思ふのです。それを、例えば出張講義などでしてほしいという思いは法学部の教員として思ふます。特に家庭裁判所の場合は子どもの権利条約について、もう少し知ってほしいという思いがあります。法曹関係の方もどうなのでしょう。子どもの権利条約の理念など行き渡っているものなのでしょうか。

- 確かに法曹関係者の中で子どもの権利条約をどれだけ知っていて自分のものにしていくかという、全体ではそれほどいないと思ふます。ただ、一般の市民の方よりは子どもの権利条約を知っているよ、こういう中身でしょうと言え人の率は高いと思ふます。では、それが当然のことになっているかというはまだそこまでは至っていないというのが正直なところでは。
- ◎ 先ほど火事ならば消防署、事件なら警察というように、家庭の問題なら家庭裁判所という意識付けがまずはできなければということでしたが、それも広い意味の広報であり、あるいは教育であるということだと思ふます。それがあって現実に自分にそういう事案が起これば、これは家庭裁判所だというふうには考えられることももちろん重要なことではあると思ふのですが、現実に困っている人で、それこそ家庭内の問題は家庭裁判所に行けばいいのだというふうにはまだ意識付けは起こっていないのでしょうか。我々からすると、例えば離婚の問題は、当事者間で話ができなければ家庭裁判所に調停を申し立てるのが順序だらうと思ふているのですが、一般の人にとってはなか

なか直ちにそこまでは行かないという状況があるのでしょうか。

- 「火事が起こったら消防署，事件が起こったら警察へ，家庭で困ったことが起こったら家庭裁判所」，これが電話のところに書いてあったら，家庭で困っていることがあれば家庭裁判所へとなり，単純ですが効果の大きな広報ができそうだと思います。

また先ほどあった広報誌の特集号ができるとうよいと思います。広報誌では，例えば認知症について，若い認知症の方にはこういう事例があり，年配の方ではこれ，それから老夫婦ではこれ，などいろいろな事例が挙げてあります。それと同じように家庭裁判所で，これはあくまでフィクションですという前置きをして事例の紹介をする，マスコミ関係者の方も委員にいらっしゃるのですから，一度そちらの方でもお互いがアタックしていただいて，そのように動くことで，あまりに難しく考えなくて自分たちが使っていただけるというか役立てるのかなと思います。

- ◎ 新聞や他のメディアで特集を組んでもらうなどタイアップができれば，非常に効果的ではあると思いますね。

- 一点質問したいのですが，裁判所の京都家庭裁判所のホームページには広報行事案内というところがあり，その中でビデオ，DVDの貸し出しという欄があるのですが，年間の利用実績はどれくらいでしょうか。

- 昨年度と今年度は，貸し出し実績がありません。裁判所のウェブサイトから見ていたり，そういったところで御利用になっているのではないかと思います。少し前までは，DVDを借りに来られる方とか，それはやはり学校でお使いになったりとかそういうのでお聞きすることがあったのですが，今はネットでご覧になることが多いのかなと思います。

- 委員になりましたら，裁判所のデータブックやいろいろな資料を送っていただきますので，見させていただくわけですが，その中に，国の予算で司法の占める割合が全体の0.3%だというのがあります。その内の84%が人件費に使われているということで，裁判所の予算というのは人件費のほかに使えるものというのは本当に限られているのだなというのが実感として思うところです。その中でそういういろいろなデザインまで考えて取り組もうというのは本当に涙ぐましい努力だとしか思えないのですが，ただ今日のテーマの中で，必要な人に必要な手続を利用いただくためにどのような活動が必要かという点について，二つ事例を挙げていただいておりますが，家庭裁判所の手続を必要としている人に届く広報とはということで，思っ

てきたことをお話ししたいと思います。

まず、必要としている人に届く広報というのは、必要としている人と接している人に対して広報するのが一番効果があると思います。例えば、家庭裁判所にはいろんな業務があると思うのですが、先ほど成年後見についてお話されました。あとは離婚の問題の話をしました。実は成年後見等に関しては、行政の取組みが進んでいて、そちらのほうに関しては地域包括というようなことで、弁護士会、司法書士会が連携していろいろな支援ができるスキームというのが、広報を含めてかなりできているのではないかと個人的には思っています。

ただし、では離婚はどうかというと、私は離婚に関しては少し手薄だなと感じています。よくうちの事務所に来られる方でも、もう少しちゃんと話し合っ、決めておくべきことを決めてから離婚届を出したらよかったとおっしゃる方が結構いらっしゃいます。それはやはり広報がもう少しできていればそういう方が少なくなるのではと思っています。そこで、私は行政のそういう窓口の職員に対して積極的な広報を行っていただきたいと思っております。今、行政は、例えば死亡届を出したら、その後のいろいろな手続案内をするのですが、離婚となると、行政は、裁判所関係はなかなか案内をしない、かといって弁護士や司法書士の方に話に振るかということ、なかなか民間団体にも積極的に話を振らない。相談の案内はしますけれども若干そこは不足しているような感じがします。行政の窓口の職員に対して、もう少し家庭裁判所の内容というのを知っていただければ、まだ迷っている人に対して、行政の窓口で、「裁判所の手続を利用されたらどうですか。」というアナウンスをしていただければいいのではないかと思いますので、積極的に検討いただけたらと思います。

敷居が高くて利用が進まないのではという点ですが、今ホームページでの広報もされているわけですが、先ほどDVDの件を確認しましたところ、利用実績は余りないようですが、ソフトがまだまだ不十分かなと思いました。もっといろいろなソフトを積極的に作っていただいて貸し出ししていただくということが必要だと思います。ただし、その貸出しの申込方法を確認すると、書面申請なのです。ホームページ上で申し込みができるような形になるともっと利用しやすいと思いました。いったん申込書をダウンロードしてプリントアウトしてそれから裁判所に書面を送ったりするような形でしか利用できないのかなと思いました。借りたい人がその場で、例えばメールでホームページから申し込みができるような形のものを作られたほうが利用しや

すいのではないかと思います。

あと、利用案内、ここへ来ようと思った人について、例えば駐車場があるのかとか、何時から何時までやっていますとか、特に子供さんを抱えた母親などに関して言うと、託児サービスのようなものがあるのかなども、情報として気になるところだろうと思います。だから、ここはこういう施設なのだというのがわかるようなものを、もう少しホームページ上で利用案内という形でお示しいただいた方が、より裁判所に親近感が沸くと思います。手続案内はあるのですけれど、ハード面についても分かりやすくアナウンスしていただいた方が裁判所に対する親近感が持てるように思いました。

それとホームページの内容は最新のものを絶えず更新していただきたいと思います。ADR機関について書いてありますけれども、その内容は若干古いのではないのかと思いました。必要な情報として提供されるのであれば、最新の情報を絶えず更新していただいて、一般の方に案内していただいた方が市民にとってはいいのではないのかと思いますので、御検討いただけたらと思います。

- ◎ ありがとうございます。今の御意見について、何かお答えすることはありますか。
- 確かに書面でお申し込みをいただいてDVDをお貸ししますというふうになっておりまして、お電話での予約など、柔軟に対応できればと思っておりますが、DVDの紛失防止の点もございますので、そこも踏まえて、また検討させていただきたいと思います。
- ◎ 貸出は、団体に御利用になるというのが多いのでしょうか。
- 学校での教材にしたいというのが多いという印象ですが、個人の方が手続きに興味があるからということで借りられることもあると思います。
- 成年後見など大変な中で、職員の方は日々執務されておられるわけなので、そんなに豊富に出前事業をできるかというところ、そこはかなり限られた状況の中でやっていたらいいのだらうと思います。そうであればテーマを絞って、例えば市町村の担当職員の方に、こういうDVDを使って、よろしければ研修してみてくださいと言って送ってあげるといっても一つの広報になるのだらうと思います。そういうことをすることによって、より裁判所と行政との距離が縮まってくるというふうに考えます。
- 貸出というのは貸与することだと思っておりますけど、無期限貸与というか実質的には供与することとは不可能なのではないでしょうか。今だとDVDそのものは恐らく原価で言えば二、三十円しかかからないわけで、著作権が裁判所にあるのであれば、そ

れをダビングして学校なり必要なところであれば別に返していただく必要はないという
ことで対応すれば、もう少しDVDの利用が現実的になるだろうと思うのですけれど、
そういうふうにはできないような著作権上の問題などがあるのですか。

● 基本的にDVDあるいはビデオを製作したときの全国統一のルールがございますので、
現状、一定期間でお返しいただくという形で貸出させてもらっております。

◎ 確かに内容を広く皆さんに知っていただくということで、より多くの人目に触れる
ということは本来の目的ではあるのでしょうかけれども、一方で物品の管理という側面
もあって、痛しかゆしというところなのではないでしょうか。

● かつて裁判員制度が始まる際には、裁判員裁判広報用のドラマ仕立てのDVDなど、
いろいろな関係機関や個人の方でも希望される方には配布したことがございまして、
そういう目的で作ったものもあります。現在、貸し出しているDVDについて、どの
ような形で活用ができるのかというのは作成した最高裁判所にも確認しながら検討し
ていきたいと思っております。

○ 広報というのは基本的に費用対効果の問題というのが一番大きいと思うのですが、つ
まり貸出して管理するという個人的なコストであったり、手間の問題を考えると、利
用者がいてそれが長期間利用してもらえるのであれば貸与じゃなくて供与する方がは
るかに費用対効果は高いだろうし、やる気があるのならそこまでやらないと、広報は
実際できないのではないかと思います。

○ 裁判所の広報用ビデオは私も持っております、裁判所から送りつけられてきたもの
です。送りつけるというのはいいと思いましたが。行政の窓口とか、ニーズがあるところ
に接している人に送るといいのではないかと思います。その送る先がよく
分からないですけども、もしかしたらDVなどだったら警察とかシェルターとか、また、
最近DVについては結構お手洗いにシールが貼ってあるのですね。ここに連絡し
てくださいというような。そのどこに送るのがいいのかというのは私は判断できない
のですけれど、事例から見て、こういうところにあつたらよかったのになというの
が分ったら、そこにお金がかからないような形で送るとか、情報を与えておく。私もそ
れをもらっているので使おうと思えばいつでも使えるという状態なのです。他の機関
からも送りつけられてくるものがあると、私もそれで教育されるという面があるので、
それは結構効果があるかもしれないと思えました。

もう一つはホームページに戻るのですが、学生から聞いているとDVDなどはも

うデッキを持っていないのです。ですからDVDを貸してあげると言っても見られないというのです。やはり先ほどおっしゃったようにウェブで見られる、スマホで見られるというのが大切です。学生はスマホばかりでパソコンも見ないくらいなのですが、今のホームページの情報はスマホ対応ですか。

- スマホには対応できていないと思います。そこを対応しようとする、京都家裁だけでというのはなかなか難しいのかなというところがございます。
- 簡潔に、先ほど火事は消防署、事件は警察というのは、緊急性が伴いますので少し性質が違うのではないかというふうに思っています。せっかく御意見をいただいたのですけれども、少し違う。では、困った人が一体どこに相談に行くのか。いきなり弁護士のところに行くのか。そうではないと思います。例えば京都市の施設になるのですけれども、ウィングス京都の中に男女共同参画センターというのがあって、たしかそこに女性に対する、これは男性のものはないかもしれませんが、いわゆるハラスメント的なものの相談コーナーやそういった張り紙や、小さな、持って歩けるようなカード式のものがあったと思います。セミナーなどでそこを使ったときに、それらが結構目に入るような形で置いてありました。

家庭裁判所から、京都市や京都府など、こういったところに送るなど、連携できないのかと思います。京都府下の施設はどうなっているのか分かりませんが、男女共同参画センターというのは、多分他のところでもやっていて、その中でこういった家庭の問題というより女性の問題に少し偏ってしまうかもしれません。男性が女性から被害を受けて家庭裁判所に来られる例もあるかとは思いますが、今は大半が女性です。例えば、子供の親権を争っているということになるとまたこれは別の話になるかもしれませんが、DVで困っているということであれば、そういったところとの連携はいかがなのかなと思いました。

私たちも委員会で、高い理想があったりとか、こうなったらいいなと思うこともあるのですけれども、委員として、私は何か小さなことでも少し現実化をしていったら、それがステップになるのではないかなと思います。理想は幾らでも高く掲げられますけれども、何か取り組みやすいものを、小さなことでもいいので一つ実現させて、そこからちょっとでもステップアップできたらいいかなというふうに考えております。

- ◎ 必要としているところというか直接ではなくても必要としている人が訪れるようなところに、情報を投げかけるのがいいのではないかというお話がでましたので、どの

程度実現できるのか検討したいと思います。例えば、先ほど市役所で離婚の受付をする人などは、昔は離婚届と親権だけを決めればよかったということでしたけれど、今は離婚届の提出時にも、例えば、「面会交流や養育費などについても話し合ってください。できてないようでしたら裁判所で話をすることもできますよ。」というふうな声かけをしていただくことも、有効かもしれません。

また、実は、離婚の調停だけではなく、夫婦関係調整ということで円満に解決するという調停も可能なのです。そういうところはあまり知られてないものですから、家庭裁判所から呼出しがあると、これはもう申立人から離婚されるのだというふうなことで出て来ない人もいたりするのです。ですから、家庭裁判所イコール離婚ということではないということも、御理解いただく必要があると思っています。

- 講師派遣についてという項目で、学校への出張講義をもっと充実させてはどうかと思うのですが、今現実に年間に外部から講師として来ていただきたいということはどれくらいあるのでしょうか。
- 平成27年度は9件、平成28年度は14件お受けしております。平成28年度の14件の中では、後見関係が8件ということで、最近は、後見関係の講師派遣依頼が多いというところでは。
- 高校、大学あるいは一般の情報を得たいというグループからの御希望なののでしょうか。
- 基本的に営利目的ではない団体様からのお申し込みをお受けすることが前提と考えておりまして、研修会のような御依頼が多いと思います。
- 申し込まれた方は、どのようにして知ったのですか。
- きっかけとしては、毎年御依頼をいただいているところや、やはり大学の先生、それから学校の先生が研修の企画をされるときに、こういうテーマだから家庭裁判所の職員から話を聞いたらどうかというところで申込みをいただいているなど、そういう企画で家庭裁判所と思い当たっていただくとかいうところがあるようでございます。
- 申込みフォームとかあるのですか。
- 具体的にお問い合わせいただいて、内容についてのやり取りをした上で書面でのお申し込みを御案内することが多いです。
- 決まった申込みフォームがあるとやりやすいかなという気がします。簡単なフォームがあれば、簡単に依頼できるのだと分り、やりやすいかなと思いました。
- ありがとうございます。具体的なお問い合わせがあってお申し込みにつなげることが

多かったので、決まったフォームでという発想が逆になかったところもありますので、検討させていただきたいと思います。

- 離婚の問題イコール弁護士にはならないとおっしゃいましたけれど、今、離婚問題とか相続問題で検索をかけた場合、弁護士のところには行き着き、また、相談窓口などもあるのですけれども、家庭裁判所にはどれだけ検索してもたどり着かないのです。今は携帯やネットで、知らないことを検索すると思うのですがすけれども、実際にネットで検索しても、このようになっているので、こういうところから少し考えていかないといけないのではないかと思います。
- 先ほどから何回もお話しているのですがすけれども、私たち委員にも責任とまでは言いませんけれど、もう少し実現しやすい提案を考えていかないといけないのではないかと思います。高いところ、こんな理想、こうしたらいいなというのも、もちろんあるのですけれども、もう少し家庭裁判所が取り組みやすいような提案を何か委員の方からしないといけないような責任を感じております。
- ◎ いただいた御意見、御要望等々を検討させていただいて、我々の視点から欠けている部分を補っていただく、あるいは新しい視点を御提示していただくということで非常に助かっております。
- 感想めいたことを申し上げたいと思います。まず、この議論の中で委員長から、現実に困っている人が家庭裁判所にたどり着いているのだろうかという投げかけがありました。これは、別の議論に流れていってしまったのですがすけれども、届いていないという認識から出発しないと広報の工夫にはならないと思うのです。届いていないのです。それは私の実感でもあります。何度も言うように、法律相談の際、離婚問題で困っている人に、「家庭裁判所の手続は、1, 200円でできるのですよ。」と言うと、「えー、そんなに安いのですか。」とおっしゃるところが私の皮膚感覚です。残念ながら、やはり困っている人には届いていません。ただ、予算の話が出てきたのですがすけれども、予算は実際何百万円とか企業のようにはかけられないのですがすけれども、数十万円単位であれば、何とでもなるのが行政であって、そうすると工夫のしようはあるというふうに思っております。特定の団体との関係性について誤解がないようにという点に裁判所が慎重になっていることが、裁判所からの説明には出てきますが、工夫はできると思います。このかーくん、せっかく考えても、効果的に売り出す方法を考えないと自己満足に終わってしまうのですよね。例えば、パブリックな広報をい

ろいろとやっていくというのは非常に敷居が高いとしても、裁判所の職員、所長であったり調停委員であったり、また、裁判官一人であったりが、新聞あるいはマスコミその他でエッセイを連載するなど、今、ニーズがあるところにいろいろと企画をしていったら多分取り上げてもらえると思うのですよね。

今、成年後見制度利用促進法ができた。成年後見イコール家庭裁判所という認識があるという前提でお話があったのですけれども、私はまだまだそうはなっていないと思うのです。本当に成年後見の必要な人が、申立てをしているかといえばまだまだしていません。逆に、成年後見は利用しにくい制度だという印象操作すらされつつあるから、やはり正確な情報を、こういうメリットがある、このようなよいことがあるのだということをきちんと伝える責任が裁判所にはあると思っています。本当に裁判所が必要で大切でもっともっと利用してもらえることを意識していただければありがたいなと思っています。

例えば、確かに民事裁判や簡易裁判所などは、金融機関が被告になったり原告になったりするのですが、なかなか難しいかもしれないですけれども、家庭裁判所では金融機関は当事者にはならないので、例えば、特定の金融機関だけということではなく、京都の大手にくまなく御協力をお願いできないだろうかというふうにしたら、企業もそういう公共イメージというか、ブランドイメージを意識しているので、裁判所から頼まれたら、では置いてみましょうかとなるはずなのです。これはできない、あれもできない、特定のつながりが、と言ってしまうと何もできなくなってしまうので、少し踏み出す勇気を持っていただければうれしいと思います。特に、この7種類のかーくんを、売り出さない手はないです。

例えば、紅葉のときに2,400人ですか、確かにどれだけ意味があるかというのはあるのですけれども、そういう機会にこのかーくんを売り出すとか、あと講師派遣についての申込みフォームをつくって、その配布物の中にかーくんを入れると、2,400人が持って帰って、そのうちの一人でも二人でも、こういうふうになれば講師派遣をしてもらえるんだ、成年後見について話してもらえるのだ、養育費の話なども話してもらえるのだと思ってくれたら、それが次につながっていくと思います。だから、できるだけ限界を設けずにいろいろなことにチャレンジすれば、確かに取材があれば答えるという立場かもしれないですけれども、こういう委員会の委員内でお願いすれば、適切な協力も得られるのではないのでしょうか。

◎ どうもありがとうございました。一歩踏み出す勇気をとというふうに後押しをしていただきましたが、我々もできるところから皆さんの後押しを受けて頑張っ
ていきたいと思っております。

(4) 次回日程，閉会

次回の委員会は，平成30年6月26日（火）